

経営改善サポート借換資金

平成29年4月から、経営改善サポート借換資金を創設し、取扱いを開始しました。

■ 貸付対象者

山形県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、山形県信用保証協会の条件変更改善型借換保証を利用して、既往の保証付き融資の借換を行うとともに、新商品の開発や新サービスの提供などの新たな事業活動を行うことにより、経営改善が見込まれるもの。

■ 貸付条件

資金用途	事業計画に基づく設備資金及び運転資金
限度額	8千万円
期間	15年以内（うち据置2年以内）
利率	年2.1%（固定金利）
担保・保証人	条件変更改善型借換保証制度の定めるところによる
返済方法	元金均等月賦償還
申込先	山形県内に本店を持つ銀行・信用金庫・信用組合 及び七十七銀行・北都銀行・商工中金の県内各支店
認定機関	県（中小企業振興課）

※ 融資に際しては金融機関の審査があり、ご希望通りにならない場合もありますのでご了承ください。

■ 利用にあたっての留意点

- ・借換とともに設備投資を伴う新たな事業活動を行うものが対象となります。単なる借換のみは対象となりません。
- ・借換対象の保証付き融資については、条件変更口が含まれていれば、正常口もまとめて借換可能ですが、正常口のみを借換することは不可能です。
- ・事業計画に記載された保証付き融資であれば、商工業振興資金以外の資金も借換することが可能ですが、事業計画に記載のない資金は対象となりません。
- ・本制度で借換を行ったものを、再度本制度で借換することはできません。

お問い合わせ先

山形県商工労働部中小企業振興課（金融担当） TEL：023-630-2359